

第5回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会

議事次第

日時：2024年3月15日（金）17:00-18:00

方法：Zoom によるオンライン

議案：

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 前回議事録報告 | 資料1、資料2 |
| 2. 新規賛助会員の承認 | 資料3 |
| 3. 法人貢献表彰について | 資料4、当日資料 |
| 4. 来年度の理事 | 資料5 |
| 5. その他 | |

今後の予定：

- (1) 決算含めた2023年度活動承認の理事会（オンライン）
4/26（金）13:00-14:00 or 16:00-17:00
 - (2) 総会（対面）@たぶん日大（市ヶ谷）
5/23（木）15:00-の予定
 - (3) シンポジウム@横浜市立大学
11/16（土）AMは何か企画、PMにシンポジウム
- ※ 11/15（金）夜懇親会、11/17（日）朝解散

配布資料：

- 資料1 第4回 NPO 法人ウッドデッキ理事会 議事録
 - 資料2 第4回 NPO 法人ウッドデッキ理事会 議事要旨
 - 資料3 賛助会員入会申込書（住友重機械工業株式会社様）
 - 資料4 表彰規程
 - 資料5 定款抜粋
- 当日資料

第4回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会

議事録

- 1 開催日時：2023年11月1日(水) 12:00-13:00
- 2 開催場所：国際教養大学
- 3 出席者の数：5名(参加対象者6名)
実参加：4名 渡辺、山極、カセム、ヴィーツォレック
委任状：1名 濱口

4 議案：

- 第1号議案 前回議事録報告
- 第2号議案 入会及び退会規程について
- 第3号議案 寄付金取扱い規程について
- 第4号議案 表彰規程について
- 第5号議案 WDシンポジウム2023について
- 第6号議案 今後の予定
- 第7号議案 その他

5 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 前回議事録報告

議長は、前回議事録について報告し、これが確認された。

第2号議案 入会及び退会規程について

議長は、入会及び退会規程について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第3号議案 寄付金取扱い規程について

議長は、寄付金取扱い規程について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第4号議案 表彰規程について

議長は、表彰規程について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第5号議案 WDシンポジウム2023について

議長は、WDシンポジウム2023について報告し、これが確認された。

第6号議案 今後の予定

議長は、今後の予定について報告し、これが確認された。

第7号議案 その他

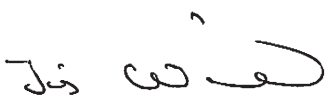
その他、自由に意見交換を行った。

以上ですべての議事は終了した。

以上、第4回理事会の議事録が正確であることを証します。

2023年11月1日

議長 渡辺美代子

議事録署名人 

議事録署名人 

第4回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会

議事要旨

- 1 開催日時：2023年11月1日(水) 12:00-13:00
- 2 開催場所：国際教養大学
- 3 出席者の数：5名(参加対象者6名)
実参加：4名 渡辺、山極、カセム、ヴィーツォレック
委任状：1名 濱口

- 4 議案：
 - 第1号議案 前回議事録報告
 - 第2号議案 入会及び退会規程について
 - 第3号議案 寄付金取扱い規程について
 - 第4号議案 表彰規程について
 - 第5号議案 WDシンポジウム2023について
 - 第6号議案 今後の予定
 - 第7号議案 その他

5 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 前回議事録報告

議長は、前回議事録について報告し、これが確認された。

第2号議案 入会及び退会規程について

議長は、入会及び退会規程について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第3号議案 寄付金取扱い規程について

議長は、寄付金取扱い規程について説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第4号議案 表彰規程について

議長は、表彰規程について説明し、その承認を求めたところ、「賞の名称を「ウッドデッキ賞(Wood Deck Award)」とし、表彰状を追加して授ける」旨の修正を加えることを条件に、満場異議なく承認可決した。

第5号議案 WDシンポジウム2023について

議長は、WDシンポジウム2023について報告し、これが確認された。

第6号議案 今後の予定

議長は、今後の予定について報告し、これが確認された。

第7号議案 その他

その他、自由に意見交換を行った。

主な内容は、以下とおり。

- ・表彰に関しては、トロフィーや、表彰状をもらうと嬉しい。
- ・入会金は現在0円であり、この点についてはしばらく現状のままとしたい。
- ・NPO法人の乗っ取りについては、警戒した方がよい。そのために、入会規程のみでなく、理事会の在り方（役員の選任・職務等）や総会の役割が重要となる。
- ・ビジネス・プランが必要である。
- ・寄付金規程、入会規程、表彰規程は、走らせてみて何ができるか・できたかを見ていく必要がある。

以上ですべての議事は終了した。

特定非営利活動法人ウッドデッキ 法人貢献表彰規程

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）が当法人に貢献した者にウッドデッキ賞（Wood Deck Award）として表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本表彰は、前条の目的をふまえ、原則として前年度の当法人に最も貢献した会員及び会員外の者を対象とする。

(受賞候補者の募集)

第3条 本表彰の受賞候補者は、当法人の会員が推薦することができ、対象となる者について毎年度募集する。

(選考基準)

第4条 第1条の目的ならびに第2条の対象を踏まえて、以下のいずれかに該当する者を選考する。

- ア. 前年度の当法人の事業に最も貢献した者
- イ. 前年度の当法人の管理に最も貢献した者

(選考方法)

第5条 本表彰の選考は理事会にて行う。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、理事会の審議を経て、理事会が決定する。

(表彰)

第7条 本表彰式は総会において実施する。本表彰の受賞者には、表彰状と表彰トロフィーを授与し、副賞を授与することができる。

(選考結果の公示)

第8条 本表彰の選考結果は、当該年度の年次報告及びホームページにおいて公示する。

(授与証明書の請求)

第9条 受賞者は必要に応じ、代表理事に対して授与証明書の発行を請求することができる。

(個人情報保護)

第10条 受賞者及び受賞候補者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、情報を管理するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年11月1日から施行する。

定款抜粋

定款 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 **役員**の任期は、**2年とする。ただし、再任を妨げない。**

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。